

群馬県におけるいじめ防止対策の取組について

平成31年2月7日

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

1 いじめ問題に対する取組状況

(1) いじめ防止対策推進法に基づく体制整備

- ・群馬県いじめ防止基本方針の策定 [H25]
- ・群馬県いじめ防止基本方針の改定 [H29]
- ・群馬県いじめ問題対策連絡協議会の設置 [H26]
- ・群馬県いじめ問題等対策委員会の設置 [H27]

(2) 学校相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーの配置（全公立小中高等学校） [全校配置開始：小H25～、中H19～、高H24]
- ・スーパーバイザーの配置（各教育事務所） [H22～]
- ・子ども教育相談室の設置（総合教育センター） [H18]
- ・いじめアンケートの実施（小中学校：毎月、高等学校：每学期1回以上）

(3) 「児童生徒による自主的ないじめ防止活動」の支援 [H25～]

- ・「いじめ防止宣言（勇気、思いやり、協力）」の具現化に向けた学校の取組の支援
- ・「いじめ防止フォーラムの開催」（県内12地区で開催）
- ・「いじめ防止ポスターコンクール」の開催、啓発ポスターの作成・配布
- ・「いじめ防止強化月間」（5月、12月）の設定 等

2 いじめ防止フォーラムの概要

(1) 内容

① 人間関係づくりの体験活動

- ・ 県教育委員会が派遣する講師と共に人間関係づくりに係る体験活動。
「相手の味方になりきるコミュニケーション」に係る説明
思い通りに体が動かない時の気持ちを考える体験 等 ※説明リーフレット配布

② 班別協議

「（共通テーマ）仲間が困っていること、悩んでいることに気づき、仲間同士で支え合うために、私たちができること」

※児童生徒の意見交流の間に、別室にて保護者、引率教諭等を対象とした講話を行う。

（子供たちに寄り添う支援の仕方等について）

③ 班別協議で出された主な意見

- ・お互いに理解し合う。
- ・身近な人に話しやすい雰囲気づくりをする。
- ・人間関係づくりの体験活動で学んだメッセージをつかうようにする。
- ・困っている子がいたら、自分から声を掛ける。
- ・休み時間に一人きりの子をつくらないようにする。
- ・友達の様子をよく見て、いつもと違う様子があったら、自分から声を掛ける。
- ・地域ぐるみであいさつ運動をしたい。
- ・部活動では、教え合って高めあう。

(2) 平成30年度 地区別開催日程等

No.	地区名	実施日	参加校数
1	前橋地区	7月13日(金)	小22 中23 高12 特4
2	伊勢崎・佐波地区	6月13日(水)	小13 中13 高6 特1 中等1
3	渋川広域圏	8月6日(月)	小11 中11 高4 特1
4	高崎地区	8月3日(金)	小13 中13 高13 特4 中等1
5	多野・藤岡地区	9月19日(水)	小13 中7 高4 特4
6	甘楽・富岡地区	10月17日(水)	小9 中9 高3 特1
7	安中地区	10月31日(水)	小6 中6 高3
8	吾妻地区	6月22日(金)	小7 中9 高4 特1
9	利根・沼田地区	7月11日(水)	小16 中16 高5 特1
10	桐生みどり地区	8月9日(木)	小15 中17 高9 特2
11	太田地区	8月6日(月)	小17 中17 高10
12	邑楽・館林地区	10月5日(金)	小13 中13 高7

※小・・・小学校、中・・・中学校、高・・・高等学校、特・・・特別支援学校、中等・・・中等教育学校

※参加学校数 合計408校(内訳 小学校155校、中学校154校、高等学校81校
特別支援学校16校 中等教育学校2校)

(3) いじめ防止フォーラムの様子



体験活動 (渋川広域圏)



班別協議 (伊勢崎・佐波地区)



保護者・教員向け講義 (邑楽・館林地区)



班別協議発表 (甘楽・富岡地区)